

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※ 社会福祉法人太陽の家 定 款 ※
※
※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

(法人認可年月日 昭和41年2月14日)

社会福祉法人太陽の家定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 宿泊所憩の家の経営
- イ 簡易住宅の経営
- ウ 障害福祉サービス事業の経営
- エ 一般相談支援事業の経営
- オ 特定相談支援事業の経営
- カ 障害児相談支援事業の経営
- キ 移動支援事業の経営
- ク 地域活動支援センターの経営
- ケ 福祉ホーム事業の経営
- コ 老人居宅介護等事業の経営
- サ 老人短期入所事業の経営
- シ 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人太陽の家という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県別府市大字内竈1393番2に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局職員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、報酬は支給しない。

第3章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (6) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数を枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 前項の副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者

を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 非常勤役員に対して、報酬は支給しない。

2 常勤理事に対して、評議員会で決定した別に定める総額の範囲内で、理事会において、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続き

をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大分県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大分県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 諸外国の障害者、団体との体育及び福祉に関する情報交換
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (3) 診療所の運営
- (4) 中村裕記念基金事業
- (5) 障害者就業・生活支援センター
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 大分県障害福祉サービス事業所等共同受注事務局の運営
- (8) 障害者委託訓練事業の受託
- (9) アグリ就労アドバイザー派遣事業の受託
- (10) 障がい者就労支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付に関する事業
- (2) 駐車場の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大分県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人太陽の家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高	安	慎	一
理事	黒	木	利	克
	〃	水	上	勉
	〃	山	本	清
	〃	工	藤	秀
	〃	伊	勢	久
	〃	羽	田	野
	〃	中	村	裕
監事	堀			七
	〃	橋	本	和
				子

別表（第31条関係）

土地

地番	地目	面積
(1) ア 別府市大字内竈字中無田 1,393番地-2	宅地	1,184.99㎡
イ 同所 1,393番地-1	宅地	2,305.35㎡
ウ 同所 1,394番地-1	宅地	966.21㎡
エ 同所 1,395番地-1	宅地	456.84㎡
オ 同所 1,395番地-2	宅地	495.86㎡
カ 同所 1,398番地-1	宅地	495.86㎡
(2) 別府市大字内竈字中無田 1,399番地-1	宅地	7,108.71㎡
(3) 別府市大字内竈字中無田 1,407番地-2	宅地	6,306.39㎡
(4) ア 大分県速見郡日出町大字大神字寒水 1402番地-3	宅地	4,665.59㎡
イ 同所 1402番地-6	宅地	14,009.73㎡
ウ 同所 1402番地-8	宅地	8,279.21㎡
エ 同所 1458番地-1	雑種地	1,147.00㎡
(5) 別府市大字内竈字中無田 1,391番地	宅地	991.00㎡
(6) 大分県速見郡日出町大字大神字寒水1396番地-33	宅地	2,737.00㎡
(7) ア 別府市大字亀川字汐入 6番地-2	宅地	2,119.75㎡
イ 別府市大字内竈字中無田 1,407番地-1	宅地	695.88㎡
(8) ア 別府市大字亀川字汐入 1番9	宅地	3.31㎡
イ 同所 1番10	宅地	1,973.24㎡
ウ 同所 1番11	宅地	301.33㎡
(9) 大分市大手町2丁目210番	宅地	314.04㎡
(10) 杵築市山香町大字野原字船木 1662番1	雑種地	5,582.00㎡

建 物

所 在 地		構 造		床 面 積	通 称
(1)	別府市大字内竈字中無田 1393番地-2 1394番地 1395番地-1 1398番地-1 1398番地-2	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	1 階 686.89㎡ 2 階 512.40㎡ 3 階 512.40㎡ 4 階 59.40㎡	第三作業棟
		イ	鉄筋コンクリート造 陸屋根 6 階建	1 階 479.25㎡ 2 階 370.72㎡ 3 階 640.56㎡ 4 階 376.12㎡ 5 階 117.14㎡ 6 階 17.00㎡	ゆ た か
(2)	別府市大字内竈字中無田 1399番地-1	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4 階建	1 階 1,530.74㎡ 2 階 1,602.48㎡ 3 階 1,602.48㎡ 4 階 171.32㎡	第二作業棟
		イ	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3 階建	1 階 624.38㎡ 2 階 473.28㎡ 3 階 424.30㎡	さくら寮
(3)	別府市大字内竈字中無田 1407番地-2	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	345.00㎡	浴 場
(4)	別府市大字内竈字中無田 1407番地2 1407番地1	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 7 階建	1 階 1,255.83㎡ 2 階 907.43㎡ 3 階 907.43㎡ 4 階 907.43㎡ 5 階 907.43㎡ 6 階 907.43㎡	本 館

所在地		構造		床面積		通称
(5)	愛知県蒲郡市形原町 北浜28番地-1	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1階	517.07m ²	管理棟 寄宿舎 (竹島寮)
				2階	276.00m ²	
				3階	276.00m ²	
				4階	276.00m ²	
				5階	40.47m ²	
		イ	鉄筋コンクリート造陸屋根 コンクリート屋根4階建	1階	1,463.98m ²	工場
				2階	1,466.31m ²	
3階	1,451.01m ²					
4階	100.96m ²					
ウ	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1階	521.94m ²	寄宿舎 (三河寮)		
		2階	533.08m ²			
		3階	533.08m ²			
		4階	533.08m ²			
		5階	62.12m ²			
エ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 陸屋根平家建		667.96m ²	食堂		
オ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 陸屋根平家建		348.88m ²	浴場		
カ	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建		53.34m ²	便所		

所在地		構造		床面積		通称		
(6)	京都市南区上鳥羽 塔ノ森上河原37番地-2	ア	鉄筋コンクリート造 スレート葺5階建	1階	898.91m ²	寄宿舎		
				2階	763.20m ²			
				3階	763.20m ²			
				4階	763.20m ²			
				5階	71.68m ²			
		イ	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付3階建	1階	1,077.78m ²	作業所		
				2階	1,009.52m ²			
3階	1,009.52m ²							
地下1階	307.20m ²							
ウ	鉄筋コンクリート造 スレート葺4階建	1階	96.25m ²	寄宿舎				
		2階	96.25m ²					
		3階	96.25m ²					
		4階	96.25m ²					
エ	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建		168.00m ²	浴室				
オ	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建		588.00m ²	食堂				
カ	コンクリートブロック造 スレート葺平家建		5.00m ²	倉庫				
(7)	大分県速見郡日出町 大字大神字寒水 1402番地-3 1402番地-6	ア	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 地下1階付2階建	地下1階	27.37m ²	ゆうわ		
				1階	3,411.43m ²			
				2階	567.90m ²			
	イ	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建		615.90m ²	食堂棟			
	大分県速見郡日出町 大字大神字寒水 1402番地-8 1406番地-22	ウ	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建		684.00m ²	クラブサ		
	大分県速見郡日出町 大字大神字寒水 1402番地-8	エ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平家建A棟		454.30m ²	住居棟		
				オ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平家建B棟		454.30m ²	住居棟
							454.30m ²	住居棟
						454.30m ²	住居棟	
キ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平家建		107.10m ²	管理棟				

所在地		構造		床面積		通称
(8)	別府市大字内竈字中無田 1391番地 1394番地 1395番地-2 1398番地-1	ア	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ 鋼版葺 3階建	1階 1,651.06㎡ 2階 1,155.60㎡ 3階 473.55㎡		サンスポーツセンター
	別府市大字内竈字中無田 1399番地-1	イ	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建	1階 1,788.85㎡ 2階 1,788.85㎡ 3階 1,788.85㎡ 4階 1,788.85㎡		第一作業棟・食堂棟
	大分県速見郡日出町大字 大神字寒水1402番地-8	ウ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平家建		505.26㎡	住居棟 (福祉ホーム)
	大分県速見郡日出町大字 大神字寒水 1402番地-8 1396番地-33	エ	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根 2階建	1階 288.72㎡ 2階 288.72㎡		住居棟 (福祉ホーム)
(9)	別府市大字亀川字汐入 6番地-2	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 5階建	1階 301.65㎡ 2階 284.55㎡ 3階 284.55㎡ 4階 284.55㎡ 5階 284.55㎡		太陽住宅
		イ	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	1階 291.69㎡ 2階 284.55㎡ 3階 284.55㎡		太陽住宅
(10)	大分市大手町 2丁目210番地	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 6階建	1階 145.07㎡ 2階 193.50㎡		大手町 太陽ビル
(11)	別府市大字亀川字汐入 1番地10 1番地11 1番地9	ア	鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建		1,406.53㎡	作業所
(12)	杵築市山香町大字野原 字船木1662番地1	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 4階建	1階 1,429.37㎡ 2階 1,659.94㎡ 3階 1,544.35㎡ 4階 165.96㎡		特養ホーム
(13)	別府市大字内竈字中無田 1393番地1	ア	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	1階 1,351.14㎡ 2階 1,369.44㎡ 3階 119.66㎡		第四作業棟

定款変更経過

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
昭和43年8月22日	○理事・評議員の定数増
昭和44年4月4日	○基本財産編入 第1次払下げ国有地, 第2～3工場 さくら寮, 体育館
昭和47年7月21日	○目的たる事業の付加 重度身体障害者授産施設の設置経営
昭和47年7月21日	○目的たる事業の付加 身体障害者福祉工場の設置経営 ○基本財産編入 第2次払下げ国有地
昭和48年7月23日	○基本財産編入他 本館・浴場・福祉工場・研修センター旧管理棟 とりこわし
昭和48年11月16日	○基本財産編入 第1工場・由布・鶴見寮
昭和53年10月21日 (51. 9. 6)	○基本財産編入 体育館・プール ○定款準則に基づく ○基本財産を別表とする
昭和54年10月22日 (52. 9. 16)	○収益事業サンストアの設置経営
昭和54年10月4日 (53. 3. 7)	○基本財産編入 第2作業棟 ○定款準則に基づく
昭和55年3月11日 (54. 12. 4)	○不動産貸付に関する事業(株式会社大分銀行) ○基本財産抹消
昭和56年6月16日 (55. 12. 17)	○目的たる事業の付加 重度身体障害者更生援護施設 ゆたか寮の設置経営
昭和57年1月30日 (56. 5. 25)	○基本財産抹消 由布寮, 公舎 ○基本財産編入 職能開発センター・ゆたか寮
昭和57年5月25日 (57. 3. 1)	○基本財産編入 別館
昭和59年10月22日 (58. 5. 30)	○目的たる事業の付加 重度身体障害者授産施設愛知太陽の家蒲郡 授産場及び身体障害者福祉工場愛知太陽の 家蒲郡福祉工場の設置経営 ○従たる事業所の付加 愛知県蒲郡市形原町28番1
(59. 5. 30)	○基本財産の編入 愛知事業本部に係る建物6棟

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
昭和60年10月24日 (60. 5. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○条文中名称の変更 社会福祉事業振興会を社会福祉・医療事業団に ○不動産貸付に関する事業の追加 蒲郡信用金庫
昭和61年 3 月13日 (60. 5. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○目的たる事業の付加 重度身体障害者授産施設京都太陽の家授産場及び身体障害者福祉工場京都太陽の家福祉工場の設置経営 ○従たる事務所の付加 京都府京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37番2
(61. 11. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の編入 京都事業本部に係る建物6棟
昭和63年 6 月 9 日 (63. 12. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ○目的の変更 (第1条) ○目的たる事業の付加 身体障害者療護施設ゆうわ, 身体障害者福祉ホーム大神ハイツA, 身体障害者福祉ホーム大神ハイツB, 及び身体障害者福祉ホーム大神ハイツCの設置経営 ○附帯的公益事業の付加 雇用促進事業団の設置に係る京都勤労身体障害者教養文化体育施設の受託運営
平成 2 年 1 月22日 (1. 3. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ○理事, 評議員の定数増 ○基本財産の編入 日出事務所に係る建物6棟
平成 2 年 9 月27日 (2. 2. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の抹消 体育館, プール, 研修センター
(3. 9. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の編入 サンスポーツセンター 第1作業棟・食堂棟 福祉ホーム (増築分)
平成 3 年10月29日 (2. 11. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ○目的たる事業の付加 身体障害者通所授産施設太陽の家通所授産場の設置経営
(3. 11. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○別表 (第12条関係) さくら寮の建物面積の変更
(4. 11. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の編入 サンスポーツセンターに係わる土地 福祉ホーム (増築分) に係わる土地
平成 5 年 8 月12日 (4. 11. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ○定款準則に伴う目的等の変更 ○目的たる事業の付加 身体障害者デイサービス事業 身体障害者短期入所事業
(5. 11. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ○基本財産の編入 工場棟増築 (愛知事業本部) による建物床面積の変更 杵築工場 ○別表 (第12条関係) 福祉ホームの所在地番の変更

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
平成 6 年 7 月 25 日 (6 . 3 . 4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款準則に基づく ○ 基本財産の抹消 公舎
平成 7 年 4 月 18 日 (6 . 12 . 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益事業の付加 諸外国の障害者、団体との体育及び福祉に関する情報交換 (その他事業より移動) 極東・南太平洋身体障害者スポーツ連盟等に対する協力 ○ その他事業の削除
平成 9 年 7 月 7 日 (8 . 5 . 27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別表 (第18条関係) 土地の分筆 (別府市への寄付行為)
平成 10 年 9 月 30 日 (8 . 11 . 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益を目的とする (1) 売店の設置経営に関する事業の削除 事業の付加 (3) 不動産貸付に関する事業 (貸付対象は、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉工場の経営をこの法人と一体的に行うか又はこの法人の設置経営する施設の入所者に利便を供与する会社を対象とする。) ○ 基本財産の抹消 鶴見寮 ○ 別表 (第18条関係) 第二作業棟の建物面積の変更
平成 12 年 12 月 8 日 (7 . 11 . 27) (9 . 11 . 21) (10 . 7 . 30) (10 . 11 . 27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別表 (第18条関係) 別府市への寄附による土地の削除 ○ " サンプラザ及び通所授産場杵築分場の編入 ○ " 別府市への売却による土地面積の変更 ○ " ゆうわ及びデイサービスセンターの増築による建物面積の変更 ○ 定款準則に基づく (第 9 条、第 23 条、第 24 条の 2)
平成 13 年 4 月 18 日 (13 . 3 . 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所の所在地 法人に係る全ての行為が本部の指示を要し (第 3 条第 2 項) 実質的に従たる事務所の機能を有しない為 抹 消 これを廃止するもの。
平成 14 年 2 月 6 日 (13 . 11 . 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土調査法に基づく国土調査が 別表 (第18条関係) 行われたことに伴う面積の変更 面積表示を㎡のみに改めた
平成 14 年 7 月 31 日 (13 . 5 . 18)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 租税特別措置法第40条に係る該当部分による変更 (第 8 条第 1 項第 2 項) (第 9 条第 1 項) (第 14 条第 10 項) ○ 定款準則の改正に基づく変更 (第 1 条第 1 項) (第 3 条第 1 項) (第 5 条第 3 項) (第 7 条第 1 項) (第 9 条第 2 項第 3 項) (第 15 条第 1 項第 2 項) (第 24 条第 2 項) (第 28 条第 1 項) (第 30 条第 1 項) (第 31 条第 1 項) (第 32 条第 1 項) (第 35 条第 1 項)

認可年月日 (理事会議決日)	内 容	
平成15年6月17日 (14.5.29)	○理事の中に1名副理事長を置くことによる変更	第5条第2項 第7条第1項 第11条第3項
平成17年1月5日 (16.5.26)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の廃止並びに新設による変更 ○身体障害者福祉法関係法令改正及び事業内容の明確化による変更 ○理事並びに評議員の定数の変更 ○定款準則の改正に基づく変更 ○組織の機構改革に基づく変更 	<ul style="list-style-type: none"> 第1条 廃止施設 太陽の家授産場 太陽の家重度授産場 新設施設 太陽の家第一授産センター 太陽の家第二授産センター 太陽の家第三授産センター 第1条 第5条 理事の定数 第14条 評議員の定数 第10条第2項第3項 第31条 第36条 第20条 第28条第1項
平成19年3月13日 (16.5.26) (17.1.19) (17.3.16) (17.5.27)	<ul style="list-style-type: none"> ○新規事業の追加による変更 ○定款準則の改正に基づく変更 ○基本財産の抹消 ○別表(第18条関係) ○ 〃 ○ 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 第1条 第二種社会福祉事業 簡易住宅 身体障害者居宅介護等事業 知的障害者居宅介護等事業 老人居宅介護等事業 第28条 種別 第20条 杵築分場の土地及び建物 太陽住宅の土地及び建物の編入 通称の変更(第三作業棟) ゆうわ食堂の編入
平成19年9月20日 (18.11.14) (19.3.13) (19.5.24)	○障害者自立支援法に基づく事業の削除、追加及び変更	<ul style="list-style-type: none"> 第1条 (事業の変更) 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 →相談支援事業の経営 身体障害者デイサービス事業 →地域活動支援センターの経営 身体障害者短期入所事業 身体障害者居宅介護等事業 知的障害者居宅介護等事業 →障害福祉サービス事業の経営

認 可 年 月 日 (理事会議決日)	内 容
	<p>(事業種別変更：一種→二種) 身体障害者福祉ホーム大神ハイツA 〃 大神ハイツB 〃 大神ハイツC →福祉ホーム事業の経営</p> <p>(新規事業追加) 移動支援事業の経営</p> <p>○ 新規事業の追加 第28条 公益を目的とする事業 診療事業</p> <p>○ 事務所の所在地の変更 第4条</p> <p>○ 副理事長及び常務理事の 設置状況の変更 第5条第2項</p> <p>○ 定款準則の改正に基づく変更 第3条、 第5条第4項 第6条第1項、第15条第2項 第21条第3項、第26条 第28条第1項、第29条 第31条、 第35条 第36条、</p> <p>○ 別表 (第18条関係) 地積錯誤によりゆうわの土地一部を 収益事業財産へ編入 〃 通称の変更 (ゆたか) 〃 第二作業棟の面積変更</p>
平成22年9月22日 (19. 5. 24) (19. 11. 29) (20. 3. 6) (21. 11. 24)	<p>○ 新事業体系 第1条 への移行に (事業の変更) 身体障害者福祉工場愛知太陽の家 基づく事業の 蒲郡工場の設置経営 削除 →削除</p> <p>○ 所轄官庁の変更 第10条、第20条、第34条、第35条</p> <p>○ 診療所の名称決定 第28条</p> <p>○ 別表 (第19条関係) 収益事業財産へ変更するため土地 の分筆</p> <p>○ 〃 別府市への寄付予定に伴う面積の 変更</p> <p>○ 〃 地積更正に伴う分筆</p> <p>○ 〃 収益事業財産へ変更するため分筆</p>
平成23年6月15日 (21. 8. 6) (21. 11. 24) (22. 3. 4)	<p>○ 新規事業の追加 第1条 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営 第二種社会福祉事業 老人短期入所事業の経営 老人デイサービス事業の経営</p> <p>第28条 公益を目的とする事業 中村裕記念基金事業 障害者就業・生活支援センター</p>

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
	<p>○新事業体系への移行に基づく事業の削除及び追加</p> <p>第30条 大規模小売店舗サンストアの設置経営に関する事業→削除 別表(第19条関係) 収益事業サンスストア及び収益事業カフェ&ベーカリーの土地及び建物を追加</p>
<p>平成24年2月1日 (22.11.25) (23.3.17) (23.5.26)</p>	<p>○新事業体系への移行に基づく事業の削除</p> <p>第1条 (事業の変更) 身体障害者福祉工場太陽の家 福祉工場の設置経営 身体障害者福祉工場京都太陽の家 京都福祉工場の設置経営 身体障害者療護施設ゆうわの設置経営 →削除</p> <p>○所轄庁の指導に基づく事業の追加及び変更</p> <p>第1条 第一種社会福祉事業 障害者支援施設の経営 診療所の経営(亀川サンクリニック)</p> <p>第28条</p> <p>○新規事業の追加</p> <p>第1条 第二種社会福祉事業 小規模多機能型居宅介護事業の経営</p> <p>○事業の廃止による削除</p> <p>第28条 京都市の設置に係る京都市障害者 教養文化・体育館の受託管理 →削除</p> <p>○別表(第19条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続A型サンスストア新築移転計画に伴う土地の追加及び建物の削除 ・小規模多機能型居宅介護事業開始による土地及び建物の追加 ・工場の移転及び建物の取壊しによる削除
<p>平成25年4月5日 (21.11.24) (23.11.22) (24.3.6) (24.5.24)</p>	<p>○新事業体系移行に基づく事業の削除</p> <p>第1条 (第一種社会福祉事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入所授産施設太陽の家 第一授産センターの設置経営 ・身体障害者入所授産施設太陽の家 第二授産センターの設置経営 ・身体障害者入所授産施設太陽の家 第三授産センターの設置経営 ・肢体不自由者更正施設ゆたか寮の 設置経営 ・身体障害者入所授産施設愛知太陽 の家蒲郡授産場の設置経営 ・身体障害者入所授産施設京都太陽 の家授産場の設置経営 ・身体障害者通所授産施設太陽の家 通所授産場の設置経営 → 削除

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
	<p>○ 新規事業の追加 第28条 (公益を目的とする事業) サービス付き高齢者向け住宅事業</p> <p>第30条 (収益を目的とする事業) 駐車場の経営</p> <p>○ 旧杵築工場の 貸付開始に伴う 貸付対象変更 第30条 不動産貸付に関する事業 → 貸付対象に関する括弧条文削除</p> <p>○ 別表 第19条関係 (基本財産の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4 作業棟建設に伴う土地の面積変更 ・ 旧本館の取壊し処分に伴う建物削除 ・ 新本館の新築移転に伴う建物追加 ・ サンストア作業所の新築移転に伴う建物追加 ・ 特養老人ホームの新築移転に伴う建物追加
平成25年 8月19日 (24. 11. 15) (25. 5. 23)	<p>○ 法改正による 事業再編に伴う 表記変更 第1条 (第二種社会福祉事業) 相談支援事業の経営 → 一般相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 障害児相談支援事業の経営</p> <p>○ 新規事業の追加 第28条 (公益を目的とする事業) 日中一時支援事業</p> <p>○ 別表 第19条関係 (基本財産の変更) 第四作業棟の新築に伴う建物追加</p>
平成25年 9月30日 (25. 9. 17)	<p>○ 新規事業の追加 第28条 (公益を目的とする事業) 大分県障害福祉サービス事業所等共同受注事務局の運営</p>
平成26年 5月 9日 (26. 3. 6)	<p>○ 新規事業の追加 第28条 (公益を目的とする事業) 障害者委託訓練事業の受託</p>
平成27年6月23日届出 (27. 5. 21)	<p>○ 別表 第19条関係 (基本財産の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆうわ建物 1階床面積の修正 ・ 太陽住宅2号棟建物 所在地の修正
平成28年 2月25日 (27. 11. 26)	<p>○ 新規事業の追加 第28条 (公益を目的とする事業) 介護予防・日常生活支援総合事業</p>

認可年月日 (理事会議決日)	内 容
平成28年10月1日 (28. 5. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法改正による所轄庁の変更・権限委譲 「九州厚生局長」→「大分県知事」に修正 第10条 (監事による監査) 第20条 (基本財産の処分) 第34条 (合併) 第35条 (定款の変更)
平成28年12月28日 (28. 12. 13) ただし、平成29年4月1日 施行とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人制度改革に対応するための変更 (全面改正)
平成29年 4月27日 (29. 3. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法の改正による、租税特別措置法に対応 第7条 (評議員の資格) 第11条 (権限) 第18条 (役員資格) 第32条 (基本財産の処分) 第34条 (事業計画及び収支予算) 第39条 (種別) 第40条 (種別) ○ 新規事業の追加 第39条 (種別) アグリ就労アドバイザー派遣事業の受託
平成29年 8月28日 (29. 6. 8)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険診療を廃止したため名称変更 第39条 (種別) 診療所の経営 (亀川サンクリニック) → 診療所の運営 ○ 別表 第29条関係 (基本財産の変更) 広寿苑の土地を譲り受けによる追加
平成30年 1月19日 (29. 12. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の廃止による削除 第1条 (第二種社会福祉事業) 小規模多機能型居宅介護事業所の経営の廃止 ○ 新規事業の追加 第39条 (種別) 障がい者就労支援事業の追加
平成30年 7月18日 (30. 6. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の廃止による削除 第39条 (種別) サービス付き高齢者向け住宅事業の廃止
平成30年 9月26日 (30. 7. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤理事に対する報酬等の支給に関する事項の追加 第11条 (権限) 第24条 (役員及び会計監査人の報酬等)